

令和 3 年 5 月 31 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01730

研究課題名(和文)近現代日本における財産権の設定と経済活動との関係性に関する実証的研究

研究課題名(英文)Historical research on relationships between property rights and economic behavior; Early Meiji Japan to Modern Period.

研究代表者

小林 延人(KOBAYASHI, Noburu)

東京都立大学・経営学研究科・准教授

研究者番号：80723254

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：財産権を物権、債権、知的財産権、社員権、を含む包括的な権利概念と理解し、それぞれの権利関係に基礎づけられる経済現象を、歴史実証的に分析した。研究協力者として、有本寛・今泉飛鳥・齋藤邦明・田中亘・西村成弘・結城武延の各氏が加わり、法律学(法社会学・法と経済学)、歴史学(法制史・経済史)、経済学(比較制度分析・開発経済学)の研究者間で対話可能な議論の構築に努めた。政治経済学・経済史学会2018年度春季総合研究会にて共通論題を組織したほか、本研究助成と全国銀行学術研究振興財団の刊行に対する助成を得て、小林延人編『財産権の経済史』(東京大学出版会、2020年)を刊行した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「財産権」という用語は、研究分野によって、あるいは研究者によって含意が異なるものであったが、本研究では、日本の実用法学が規定する財産権の概念を経済学者・歴史学者も援用し、共通の議論の土壌とした。そして、ゼロサム的に国家が財産権を保障するかどうかではなく、その保障のあり方や程度、インセンティブ、そして社会全体の便益との関係性をこそ問題にしなければならないという問題提起を行っている。

研究成果の概要(英文)：We understood property rights as a comprehensive concept of rights, including ownerships, claims, intellectual property rights, and shareholder rights. Also we historically analyzed the economic phenomena underlying each rights relationships. With collaborative researchers, Yutaka ARIMOTO, Asuka IMAIZUMI, Kuniaki SAITO, Wataru TANAKA, Shigehiro NISHIMURA, and Takenobu YUKI, efforts were made to build dialogues among researchers in legal science, history, and Economics. We organized a common theme session at the 2018 Spring Research Conference of The Political Economy and Economic History Society, and published "Property Rights in Economic History; Early Meiji Japan to Modern Period." Noburu KOBAYASHI ed., (University of Tokyo Press, 2020).

研究分野：日本経済史、日本近代史

キーワード：債権 藩債処分 両替商 大名貸 金融史 明治時代

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

### 1. 研究開始当初の背景

一般に、財産権を国家が保護することによって、財産の所有や使用などが権利として保障され、利潤を追求する経済的インセンティブが働くようになると考えられている。日本においても、近代国家の形成過程において、公権力が財産権を保護する制度設計を行ったため、財産権の保護と市場経済の継起的拡大が同時に進行したとされる(中林, 2013)。

近世日本の債権を例にとれば、法制度的には武士に対する金公事(貸借をめぐる訴訟)は認められておらず、幕府の仁政として金公事を扱うことがあっても相対済し令が度々出された。その意味で商人の債権は公権力によって十分に保護されていなかったと言えよう。その後、明治期に司法制度が本格的に整備されると、あらゆる債権者は債務不履行の際に、裁判所に対して損害賠償を訴え出ることが認められるようになる(民法第415条)。近代的法体系が日本の産業革命に与えた影響を十全に説明することは実証分析の範疇を大幅に超えているものの、ノースらが述べるような、公権力による財産権の創設・保護が、経済組織の効率化を促し、経済成長につながったというモデルにあてはめて理解することは一面で可能である(ノース・トマス, 1980)。

ところが財産権を保護しないことによって、むしろ技術革新の伝播が促される場合もある。特許権に関して言えば、特許を取得した人間に特許料を支払わなければならない社会よりも、無償で自由に様々な技術を使用できる社会の方が、技術伝播は一層円滑であろう。そのような社会で技術革新につながる発明が起こりやすいか否か、そうした技術が公開されるか否かが問題であるが、そもそも人間の創造的営みやその発露において、経済的な利潤が行動のインセンティブになるとは必ずしも断言できない。

また、経済活動の秩序を維持するものは、公権力による法的強制力のみではない。たとえば近年では、幕府司法による債権保護が不十分であった近世日本においても、仲間の結託などを通じた重層的な秩序の下で、一定の債権保護の慣行が保たれていたことが指摘されている(高槻, 2012)。これは、領主や政府・地域行政など公権力の法的強制力によって生じる秩序(「公的秩序」と、共同体や同業者組合など民間の規制によって生じる秩序(「私的秩序」)が、相互補完的に経済活動を正常化する事例として理解できる。逆に、明治初期の官民有区分のように、「公的秩序」と「私的秩序」が鋭く対立する局面も想定できよう。

公権力による財産権保護は取引慣行をめぐる旧秩序に変容を加える行為であり、それが経済発展を促すことは自明ではない。そこに因果関係を見出すためには、財産権の設定の仕方と実際の経済活動との対応関係を各地の歴史的事例から拾い上げ、そこから財産権をめぐる「公的秩序」と「私的秩序」の関係性を考察することが必要である。

### 2. 研究の目的

研究の遂行にあたって、事前に二つの「問い」を立てた。

財産権の設定と経済活動との関係性はどのようなものだろうか。財産権が保護されることによって、経済活動主体のインセンティブが発揮され、経済組織の効率化につながるという「インセンティブ論」は、地域・時代・権利ごとに丁寧な説明が求められる。本研究は、財産権がどのように設定され、そしてそれが実際の経済活動、ないしは個人的効用の総和である社会的厚生にどのような影響を与えるのか、可能な限り実証的に検討する。

公権力による財産権の設定とそれ以外の「私的秩序」との関係性はどのようなものだろうか。もし「私的秩序」が十分に機能するのであれば、財産権の法定は必ずしも経済発展にとって必要不可欠の要件とはならない。こうした問題意識の下に、公権力の財産権設定によって生まれる「公的秩序」と、それ以外の「私的秩序」との補完関係および緊張関係を考察する。

これらの「問い」に対して、日本経済史の立場から答えることを目的としている。

### 3. 研究の方法

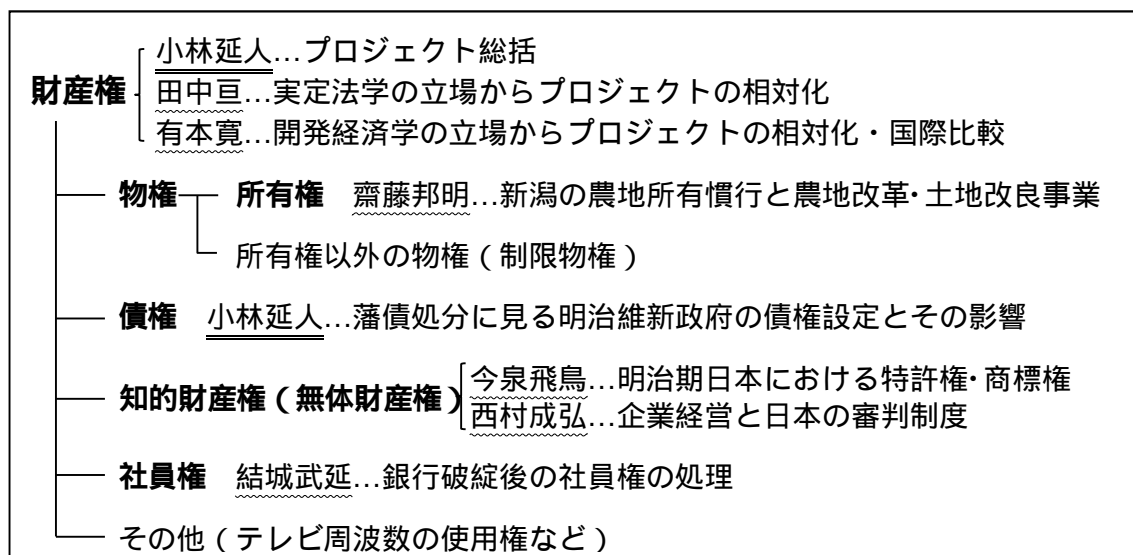
実証面では、明治維新政府の債権設定が商家に与えた影響について、藩債処分的事例をもとに検討した。

明治4年(1871)7月の廃藩置県に伴い、大名家(=藩)が一斉に廃止された。これは、債権者である大名貸商人にとっては、債務者の消失を意味する。この事態に即して、明治維新政府は藩債処分を行い、従来の藩債を古債・旧債・新債などに分類し、旧債・新債と認定したものについては新旧公債証書を発行して国の債務とする一方で、古債などを棄捐した。この藩債処分の経緯を通じて、公権力である明治維新政府がどのように債権を設定したのか、その設定が債権者である商家にどのような影響を与えたのか、を検討することができる。

なかでも、大名貸を広範に展開した大坂両替商・加島屋久右衛門家を研究対象とし、新出史料(『大同生命文書』『廣岡家文書』)を用いながら、これまでの研究とは異なる分析視角、すなわち明治維新政府による債権の設定の仕方に注目して分析を進めた。

また、研究協力者(応募時: 連携研究者)の今泉飛鳥、齋藤邦明、西村成弘、結城武延の各氏とともに、債権のみではなく、土地所有権・知的財産権・社員権を含む包括的な権利としての財産権が、近現代日本においてどのように設定されたか、それが市場経済にどのような影響

を与えたのかを考察した。さらに、日本経済史・経営史を専門とする諸氏に加え、商法・会社法を専門とする田中亘氏と、現代途上国の農業経済を研究領域に抱える有本寛氏が研究協力者として本研究に参画した結果、実定法学および開発経済学の議論との接続を図ることができた。財産権の領域と役割分担を以下に掲げる。



#### 4. 研究成果

##### 1) 具体的内容

研究代表者は、加島屋久右衛門家の新旧公債請求帳簿をもとに、大名貸債権の特徴や新旧公債の認定基準を析出し、次の二点を結論づけた。

藩債処分のうち古債の棄捐が経営に与えた影響は軽微である

古い債権は、証文の書き換えが起らないような関係の途絶した家との関係か、もしくは債務弁済期限が超長期化するような優良な家との関係か、いずれかを表している。前者については、すでに内部帳簿上で貸倒金として処理しているものが多く、後者についてもこれまでの利払いによって十分な利益を得ていることが予想される。

藩債処分は債権の近代化の過程に位置づけることができる

明治国家は大名貸債務の一部を承継した（債務引受）。旧領主層への債権を認定したことは近世的身分によらない債権の保護として画期的である。一定の期間を区切って債権の効力を認定しなかったことは、債権の消滅時効の導入として注目される。そして、大名貸が新旧公債証書に切り替わることによって、公債の売買や公債担保金融が活用されるようになり、債権の譲渡性・流動性が高まった。これらは、債権保護が経済活動のインセンティブを与えた点を論証し、ノースら制度経済学の議論の有効性を債権分野において追認するものである。

##### 2) 成果の公開

政治経済学・経済史学会(旧土地制度史学会)において、2018年度春季総合研究会（2018年6月23日実施）の共通論題「財産権と経済活動」を組織し、研究代表者および研究協力者が趣旨説明（小林）報告（小林、齋藤、西村、結城）コメント（有本、田中）司会（今泉）を担当した。なお、司会には伊丹一浩氏（茨城大学農学部）も加わり、以後同氏は共同研究に参画することとなる。

以上の共同研究のメンバーは、学会報告後も研究打ち合わせを行い、問題設定および分析手法について認識の共有化を図った。そうして、本研究助成と全国銀行学術研究振興財団の刊行に対する助成を得て、論文集を刊行した（小林，2020）。

また、2021年6月24日には、経営史学会東北ワークショップにて、岡崎哲二氏（東京大学経済学部）をコメンテータとして迎え、『財産権と経済史』の報告会・書評会を執り行う予定である。

##### 参考文献

ノース，ダグラス・トマス，ロバート（1980），速水融・穠本洋哉訳『西欧世界の勃興』，ミネルヴァ書房。（North，Douglas C. and Thomas，Robert P.（1973），*The rise of the western world：A new economic history*，New York，Cambridge University Press.）

高槻泰郎（2012），『近世米市場の形成と展開』，名古屋大学出版会。

中林真幸編（2013），『日本経済の長い近代化』，名古屋大学出版会。

小林延人編（2020），『財産権の経済史』，東京大学出版会。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小林延人	4. 巻 975
2. 論文標題 幕末維新期の経済史研究	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 歴史学研究	6. 最初と最後の頁 39-46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 小林延人
2. 発表標題 明治国家による債権の認定と経済活動 藩債処分を事例に
3. 学会等名 政治経済学・経済史学会春季総合研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小林延人
2. 発表標題 明治初期における加島屋久右衛門の経営 岡山県為替方を中心に
3. 学会等名 社会経済史学会第87回全国大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小林延人
2. 発表標題 明治初期における加島屋久右衛門家の家政改革
3. 学会等名 地方金融史研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小林延人、結城武延、西村成弘
2. 発表標題 『財産権の経済史』報告会
3. 学会等名 経営史学会東北ワークショップ
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 高槻泰郎、小林延人、結城武延
2. 発表標題 豪商の金融史
3. 学会等名 日本金融学会2021年度秋季大会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 小林 延人(編集)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 304
3. 書名 財産権の経済史(分担箇所：序章・第三章)	

1. 著者名 吉良 芳恵(編集)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本経済評論社	5. 総ページ数 未定
3. 書名 成瀬仁蔵と日本女子大学校の時代(分担箇所：第一章)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	田中 亘  (TANAKA Wataru)		
研究協力者	有本 寛  (ARIMOTO Yutaka)		
研究協力者	結城 武延  (YUKI Takenobu)		
研究協力者	今泉 飛鳥  (IMAIZIMI Asuka)		
研究協力者	西村 成弘  (NISHIMURA Shigehiro)		
研究協力者	齋藤 邦明  (SAITO Kuniaki)		

## 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

## 8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関